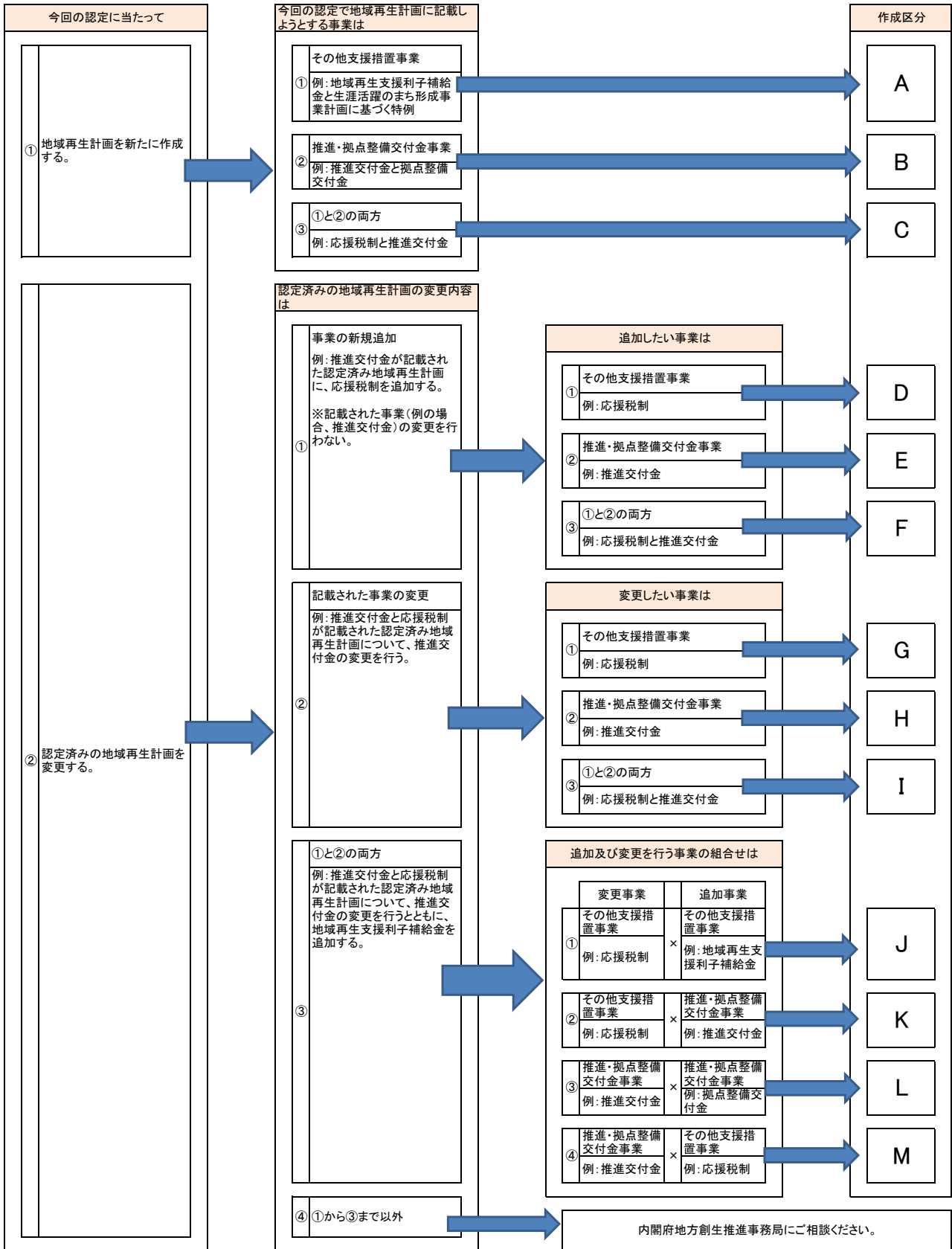


複数の支援措置を含む地域再生計画の作成フロー

別紙1

複数の支援措置を含む地域再生計画を作成又は変更しようとする場合は、以下のフローに従って取り扱ってください。



作成区分表

別紙1

作成区分	地域再生計画の作成方法	認定回		申請の区分	地域再生計画の認定申請に係る事前相談 (相談期間:平成30年4月27日～5月15日)
A	まとめて1つの地域再生計画としてよい。 例:地域再生支援利子補給金と生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を盛り込んだ1つの地域再生計画を作成する。	第48回		新規	○
		5月申請 その他支援措置事業			
B	まとめて1つの地域再生計画としてよい。 例:推進交付金と拠点整備交付金を盛り込んだ1つの地域再生計画を作成する。	第49回		新規	×
		6月申請 推進・拠点整備交付金事業			
C	事業ごとに分けて複数の地域再生計画を作成する。 例:応援税制と推進交付金それぞれ別個の地域再生計画2本を作成する。	その他支援措置事業に係る地域再生計画	第48回	新規	○
		推進・拠点整備交付金事業に係る地域再生計画	第49回	新規	×
D	まとめて1つの地域再生計画としてよい。 例:地域再生支援利子補給金が記載された認定済み地域再生計画に応援税制を盛り込む。	第48回		変更	○
		5月申請 その他支援措置事業			
E	まとめて1つの地域再生計画としてよい。 例:応援税制が記載された認定済み地域再生計画に推進交付金を盛り込む。	第49回		変更	○
		6月申請 推進・拠点整備交付金事業			
F	追加事業に係る新規の地域再生計画を作成する。 例:地域再生支援利子補給金が記載された認定済み地域再生計画があるが、応援税制と推進交付金それぞれ別個の地域再生計画2本を作成する(地域再生支援利子補給金は変更しない。)	その他支援措置事業に係る地域再生計画	第48回	新規	○
		推進・拠点整備交付金事業に係る地域再生計画	第49回	新規	×
G	認定済みの地域再生計画を変更する。 例:応援税制と推進交付金が記載された認定済み地域再生計画の応援税制部分について変更する。	第48回		変更	○
		5月申請 その他支援措置事業			
H	認定済みの地域再生計画を変更する。 例:応援税制と推進交付金が記載された認定済み地域再生計画の推進交付金部分について変更する。	第49回		変更	○
		6月申請 推進・拠点整備交付金事業			
I	認定済みの地域再生計画を変更する。 例:応援税制と推進交付金が記載された認定済み地域再生計画の応援税制及び推進交付金部分ともに変更する。	第49回		変更	○
		6月申請 推進・拠点整備交付金事業 ※ その他支援措置事業の認定も、第49回認定となる。			
J	認定済みの地域再生計画を変更する。 例:応援税制が記載された認定済み地域再生計画について、応援税制部分を変更するとともに、地域再生支援利子補給金を盛り込む。	第48回		変更	○
		5月申請 その他支援措置事業			
K	認定済みの地域再生計画(その他支援措置事業)を変更するとともに、追加事業(交付金事業)に係る地域再生計画を新規に作成する。 例:応援税制が記載された認定済み地域再生計画を変更するとともに、推進交付金に係る新規の地域再生計画を作成する。	その他支援措置事業に係る地域再生計画	第48回	変更	○
		推進・拠点整備交付金事業に係る地域再生計画	第49回	新規	×
L	認定済みの地域再生計画を変更する。 例:推進交付金が記載された認定済み地域再生計画について、推進交付金部分を変更するとともに、拠点整備交付金を盛り込む。	第49回		変更	×
		6月申請 推進・拠点整備交付金事業			
M	認定済みの地域再生計画(交付金事業)を変更するとともに、追加事業(その他支援措置事業)に係る地域再生計画を新規に作成する。 例:推進交付金が記載された認定済み地域再生計画を変更するとともに、応援税制に係る新規の地域再生計画を作成する。	その他支援措置事業に係る地域再生計画	第48回	新規	○
		推進・拠点整備交付金事業に係る地域再生計画	第49回	変更	×